

横浜市市民活動支援センター事業の検証方法について

1 概要

横浜市市民活動支援センター事業については、横浜市市民協働推進委員会が定める「横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領」第4条第1項に基づき、委員会が別に定める「横浜市市民活動支援センター事業評価基準（運営事業部門）」により、評価・検証を行っております。

平成29年度の事業の検証を進めるにあたり、評価検証方法を変更します。

2 変更内容について

(1) 事業実施主体からの説明及び事業実施主体に対するヒアリングを行った後、委員による意見交換（非公開）を行います。

（平成28年度まで）ヒアリング→各委員「評価シート」を作成・提出

（平成29年度）ヒアリング→意見交換（非公開）→各委員「評価シート」を作成・提出

(2) 事業継続の是非について、市民協働推進委員会の総意をまとめていただきます。

【総意のまとめ方（例）】

①意見交換により事業継続の是非を決定

②事業継続の是非を無記名投票→①出席委員全員が事業継続不可の場合→事業継続不可

②出席委員の過半数が事業継続不可の場合→事業継続不可

③出席委員の一人でも事業継続不可の場合→事業継続不可

3 今後のスケジュール

時期	内容	対象事業
第3期第3回委員会 (平成29年12月20日)	評価方法（案）に関する審議	
第3期第5回委員会 (平成30年3月14日)	第3期第3回委員会に変更した評価方法により継続事業の事業評価を実施	・運営事業（市民セクターよこはま） ・「地域の若手職員のキャリアを考え、みんなで育つネットワークづくり」（アクションポート横浜）
第3期第6回委員会 (開催日未定)	29年度終了事業の事業評価を実施	・「カフェ型中間支援機能の創出・強化・普及」（横浜コミュニティカフェネットワーク）

4 添付資料

- (1) 横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領
- (2) 横浜市市民活動支援センター事業要綱